

申込み時に必要な書類

※提出していただく書類は、ボールペン又はインクを使用して記入してください。

(消えるボールペンは使用しないでください。)

申込者全員に提出していただく書類

① 申込書 (95ページ)

② 誓約書 (77ページ)

78 ページをよくお読みのうえ、ご提出ください。

申込者本人及び同居する者が大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、記入日・住所を記載のうえ、署名してください。

③ 大阪市営住宅入居申込に係る住所等届 (79 ページの所定の様式 [91 ページ記載例参照])

申込者本人及び同居する者全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

該当する方に提出していただく書類

※住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)、住民税課税証明書等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は発行日から3か月以内のものをご提出ください。

現在大阪市内に居住している (住民登録をしている)方

住民票の写し(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)

※申込者本人及び同居する者全員の続柄記載のあるもの

住民票の写しで、申込者本人及び同居する者全員の続柄が証明できない場合又は呼び寄せ家族のある場合は、それに加えて、続柄を証明できる戸籍謄本(全部事項証明書)等が必要です。

(注)内縁関係にある方は続柄欄に「妻(未届)」又は「夫(未届)」と記載されていること。

婚約者との構成で申し込まれた方は、両方の住民票が必要です。

住民税の賦課期日※1現在の 住所が大阪市内の方

※1 「住民税の賦課期日」とは
申込み月が1月から5月の場合
は前年の1月1日、6月から12
月の場合はその年の1月1日

最新年度の「住民税課税証明書(所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)」各1通又は「個人番号(マイナンバー)提供書」(81 ページの所定の様式 [92 ページ記載例参照])を提出していただきます。ただし、本市において課税情報が確認できない場合は、「住民税課税証明書(所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)」の提出を請求します。

※申込者本人及び同居する者で 15 歳以上(学生・無職も含む。中学生は除く)の方は、所得の有無にかかわらず必要です。

(注) 2 月から 5 月の時期 (前年の収入を証する住民税課税証明書が発行されていない時期)に資格審査を受けられる場合は、別途次の書類が必要です。

<給与所得のみの方>

源泉徴収票原本(前年1月から12月分の所得記載のもので原則として事業所印のあるもの)

<事業所得等の方> ※申込みが確定申告の受付開始日以前の場合は大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

確定申告書(控)(前年1月から12月分の所得記載のもので税務署の受付が確認できるもの)

<年金所得の方>(遺族年金・障がい年金等非課税の年金を除く)

日本年金機構等発行の**源泉徴収票原本**(前年1月から12月分の年金受給金額記載のもの)

現在婚約中の方

婚約証明書（89 ページの所定の様式で証人等の証明があるもの）、又は式場の予約証明書
入居契約日までに婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書等）を提出していただきます。

前年 1 月 2 日以降に 就職・開業・転職された方

給与支払証明書（83 ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの）、又は事業所得の収
支明細書（85 ページの所定の様式）及び開業届のコピー

転職の方は、さらに前勤務先の退職証明書（87 ページの所定の様式で前勤務先の証明があ
るもの）、雇用保険受給資格者証、又は廃業届のコピー

1 月から 5 月の時期に資格審査を受けられる方で、前々年 1 月 1 日以降に退職、廃業した方も
上記の退職証明等が必要となります。

**※給与支払証明書を提出された方は、記載内容について勤務先に確認させていただく場
合がありますのであらかじめご了承ください。**

前年 1 月 1 日以降に 退職・廃業し、その後 現在まで就職・開業して いない方

退職証明書（87 ページの所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、雇用保険受給
資格者証、又は廃業届のコピー

退職予定で申込みされている方は入居契約日までに退職証明書を提出していただきます。

1 月から 5 月の時期に資格審査を受けられる方で、前々年 1 月 1 日以降に退職・廃業し、現
在も無収入の方も上記の退職証明等が必要となります。

前年 1 月以降に年金を受け始めた方 年金額に変更がある方

日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

特別控除を受けようとする方

障がい者手帳等、特別控除を証明する書類

配偶者のいない方 （入居者全員。但し、婚姻でき ない年齢の方を除く。）

戸籍謄本（全部事項証明書）等

※児童扶養手当を受給されている場合は、「児童扶養手当証書」も証明になります。

更新中の方は「児童扶養手当受給証明願」が証明になります。（その場合は備考欄に対象
の児童数の記入を受けてください。）

呼び寄せ家族のある方

戸籍謄本（全部事項証明書）等

遠隔地扶養親族のある方

遠隔地扶養親族の氏名、生年月日が確認できる各種健康保険被保険者証^{（注）}のコピー（国民
健康保険を除く）、前年分源泉徴収票、又は前年分確定申告書（控）のコピー

（注）令和 2 年 10 月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**各種
健康保険被保険者証のコピーを提出する際は、コピーをした後に、保険者番号及び被
保険者等記号・番号の 3 箇所について、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。**

大阪市ファミリーシップ制度に 基づく証明を受けた方が 入居する場合

①ファミリーシップ宣誓書受領証のコピー又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本
のコピー

②戸籍謄本（全部事項証明書）等

③大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書

※同意書の様式につきましては、別途ご案内いたします。

※宣誓書受領証及び宣誓書の表面部分の氏名欄に通称を用いている場合は、受領印のある
ファミリーシップ宣誓書の正本（裏面も含む）を提出してください。

その他、本市が指定する書類

※資格審査時にご提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。